

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 2 月 1 日付 4 環気地第 171 号

(改正) 令和 5 年 3 月 27 日付 4 環気地第 221 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、事業者の行う、住宅用太陽光発電システム等の設置に係る住宅所有者の初期費用が不要な事業を促進することで、都内の太陽光発電システムの設置拡大を目指す「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第 2 条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が登録した初期費用ゼロサービスを提供する事業者に対し、当該サービスにより都内に太陽光発電システム等を設置するための経費の一部を助成する。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 二 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであつて、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 三 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであつて、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。
- 四 太陽光発電システム等 太陽光発電システム又は太陽光発電システム及びそれに付帯する蓄電池システムを総称したものをいう。
- 五 リース 太陽光発電システム等（以下この号において「当該設備」という。）の貸主が、都内の住宅に、当該設備を当該貸主の負担で設置し、当該住宅の所有者である当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり、当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであつて、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア リース期間の中途において、当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないものであること。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 六 電力販売 事業者が、都内の住宅に、太陽光発電システム等を当該事業者の負担で設置し、当該太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- 七 屋根借り 事業者が、都内の住宅に、太陽光発電事業用として、当該住宅の所有者から当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で、当該太陽光発電システムを当該事業者の

負担で設置し、当該住宅の所有者に対し、当該屋根の使用料を支払うものをいう。

八 自己所有モデル 初期費用ゼロサービスを提供する事業者が、太陽光発電システム等から得られる電気に係る売電権の全部又は一部について住宅所有者から譲渡を受けることと引き換えに、都内の住宅に、当該設備を当該事業者の負担で設置し、当該サービス期間中の当該設備の所有権を当該住宅所有者に帰属させるものをいう。ただし、当該設備から得られる電気のうち、当該住宅において使用する自家消費分の電気については、住宅所有者が利用できる方法が留保されているものとする。

九 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

十 初期費用ゼロサービス 太陽光発電システム等の設置に係る経費のうち、第6条第二号に掲げる設備費について、住宅所有者が負担する初期費用が不要である第五号から第八号までに掲げるサービス等をいう。なお、第五号から第八号までのいずれにも該当しない太陽光発電システム等の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。

（助成対象者）

第4条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次条に定める助成対象事業を実施する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの

五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（助成対象事業）

第5条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が登録した初期費用ゼロサービスであって、次の要件を全て満たすものとする。

一 公社が定める期間に、住宅所有者と助成対象者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づく事業であること。

二 当該契約に基づき、都内の住宅に新たに太陽光発電システムを設置する事業又は新たに太陽光発電システムと蓄電池を併せて設置する事業であること。

三 令和9年度末までに都内の住宅に太陽光発電システム等の設置が完了していること。
ただし、天災地変その他助成対象者の責に帰すことのできない理由として公社が認める場合にあっては、この限りではない。

四 本助成対象事業により交付を受ける助成金については、当該初期費用ゼロサービスに係る契約の相手方である住宅所有者に全額還元すること。

五 第一号に規定する契約は、その締結に当たり、契約の相手方である太陽光発電システム等が設置される都内住宅の所有者に対して、以下の事項が説明されたものであること。

- ・ 当該初期費用ゼロサービスに基づき設置する太陽光発電システム等の設置に係る経費について、本事業に基づき助成金を申請すること。
- ・ 当該初期費用ゼロサービスの契約において、当該助成金の額が全額還元されること。

六 助成対象事業において、設置する設備の要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 太陽光発電システム

(ア) 未使用品であること。

(イ) 都内の住宅に新規に設置されたものであること。

(ウ) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議 (以下「IEC」という。) の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽光モジュール認証を受けたものであること (認証の有効期限内の製品に限る。)

イ 蓄電池システム

(ア) 未使用品であること。

(イ) 定置用であること。

(ウ) 都内の住宅に新規に設置されたものであること。

七 本事業により設置した設備について、本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

(助成金額)

第6条 助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、設置する設備について、次の(1)及び(2)の規定に基づき算出した額を合計した額とする。ただし、当該太陽光発電システム等の設置に係る次に掲げる経費の合計額 (設置する設備の工事費を別途住宅所有者が負担する場合は当該工事費を含む。) (以下「設置経費」という。) を限度額とする。

一 設計費 (太陽光発電システム等の設計等に要する費用をいう。)

二 設備費 (太陽光発電システム等の設備の購入等に要する費用をいう。)

三 工事費 (太陽光発電システム等の設置工事に要する費用をいう。)

なお、助成対象事業において蓄電池を設置する場合にあっては、設置する蓄電池に電気を供給する太陽光発電システムの発電容量に2時間に乗じた値を限度とする。

(1) 太陽光発電システム

ア 新築単価 (住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。)

(ア) 設置する太陽光発電システムの発電出力 (kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは IEC の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を切り捨てた値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。) が 3.0kW 以下の場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 150,000 円を乗じた額

(イ) 設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW を超え、3.6kW 以下の場合
360,000 円

(ウ) 設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW を超える場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 100,000 円を乗じた額
イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

（ア）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW 以下の場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 180,000 円を乗じた額

（イ）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW を超え、3.75kW 以下の場合
450,000 円

（ウ）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW を超える場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 120,000 円を乗じた額

（2）蓄電池システム

（ア）設置する蓄電池システムの蓄電容量（kWh を単位とし、小数点以下第 3 位を切り捨てる。以下同じ。）が 5.0kWh 未満の場合

当該蓄電池システムの蓄電容量に 190,000 円を乗じた額

（イ）設置する蓄電池システムの蓄電容量が 5.0kWh 以上 6.34kWh 未満の場合
950,000 円

（ウ）設置する蓄電池システムの蓄電容量が 6.34kWh 以上の場合

当該蓄電池システムの蓄電容量に 150,000 円を乗じた額

2 前項の助成金の交付額の算出において、本事業により設置した設備について、国及び他の地方公共団体による補助金の交付がある場合にあっては、前項により算出して得た額と当該補助金の額の合計額が設置経費を超えない範囲において交付するものとする。

3 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（初期費用ゼロサービスの登録等）

第 7 条 助成対象事業を実施しようとする者は、公社に対し初期費用ゼロサービスの登録を申請するものとする。

2 公社は、前項の規定により登録申請のあった初期費用ゼロサービスについて審査を行い、次条に定める要件を満たすものについて、当該初期費用ゼロサービスの登録を行うとともに、登録したサービスを公社のホームページに掲載する。

3 前項の規定により登録された初期費用ゼロサービスの登録申請者は、自社の初期費用ゼロサービスが本事業の登録事業プランとして登録された旨を公表するとともに、標準価格及び当該初期費用ゼロサービスを利用することにより利用料が低減される旨（屋根借りの場合は、屋根の使用料が加算されている旨）を公表するものとする。

（初期費用ゼロサービスの登録要件）

第 8 条 公社が登録する初期費用ゼロサービスは、次に掲げる要件及び公社が別に定める要件を全て満たすものとする。

一 設置する太陽光発電システムが、停電時においても電気供給を継続する機能を有する設備とすること。

二 太陽光発電システム等が故障した場合、助成対象者又は機器製造者による速やかな交換又は修理が行われること。

2 本事業の目的に反する、又は住宅所有者に過剰な制限を課する等、登録しようとする初期費用ゼロサービスに疑義がある場合、公社はその都度、必要に応じて登録要件を定めるものとする。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- 一 公社が本事業を実施するために造成する基金への出えん
- 二 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費への補助
- 三 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第10条 都は、次に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費への補助を行う。

- 一 公社は、本助成金交付事業の実施に関する必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 二 公社は、規程等を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けること。

(本事業の実施期間)

第11条 本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 初期費用ゼロサービスの登録申請の募集は、令和4年度から令和9年度まで行う。
- 二 本助成金の申請受付は、令和5年度から令和9年度まで行う。
- 三 本助成金の交付は、令和5年度から令和11年度まで行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年2月1日付4環気地第171号）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日付4環気地第221号）

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。